

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成30年7月13日（金）10:22～11:09
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|----|--------|-------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団湊志会瀬田クリニックグループ代表 |
| 委員 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 委員 | 本間 正義 | 西南学院大学経済学部教授 |

<提案者>

- | | |
|-------|----------------------|
| 荒川 潤 | 愛知県政策企画局政策調整監 |
| 竹澤 功 | 愛知県政策企画局企画課長 |
| 渡邊 浩文 | 愛知県企業庁企業立地部工務調整課長 |
| 三宅 史朗 | 愛知県農林水産部農林基盤局森林保全課主幹 |

<事務局>

- | | |
|-------|-----------------|
| 河村 正人 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 岡本 直之 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 村上 敬亮 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 小谷 敦 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 蓮井 智哉 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 保安林解除手続きに係る特例措置について
- 3 閉会

○小谷参事官 それでは、ヒアリングの3コマ目です。「保安林解除手続きに係る特例措置」について、愛知県にお越しいただいております。

まず、冒頭ですけれども、資料、議事の取扱いについての申し出がありますので、愛知県から御説明をいただきます。

○荒川政策調整監 おはようございます。愛知県でございます。よろしくお願いいたします

す。

本案件でございますけれども、用地開発を行います県の企業庁が、今具体的な事業計画の検討を進めているところでございます。今後、その事業計画が整い次第、周辺住民等の説明会を開いていくという予定にしております。

今日の資料の中には、個別の企業名ですとか地域の名前はございませんけれども、資料の内容の中で、県に詳しい者であれば、具体的にこの場所のこういう企業のところだと特定できるような状況になっております。ですので、その説明の前にそういう内容が地元で分かってしまうということを避けさせていただきたいということで、資料及び審議概要をすぐに公表しないでいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○八田座長 分かりました。

そうすると、これはもううまく実現したら、その後では公表していいということですね。

○荒川政策調整監 はい。

○八田座長 分かりました。

○荒川政策調整監 ありがとうございます。

○八田座長 それでは、どうもお忙しいところ、お越しくさいますてありがとうございます。

御提案について、御説明をお願いしたいと思います。

○竹澤課長 愛知県の企画課の竹澤と申します。今日はよろしくお願いいたします。

今日はこのような機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

早速、私から資料の説明をさせていただきます。

お手元の資料の1ページを御覧ください。今回の提案でございますけれども、保安林解除手続に係る特例措置の提案でございます。

まず、背景といたしましては、皆様に御案内のとおり、愛知県は自動車産業を中心にもものづくりが盛んな地域でございます。その中でも、特に次世代自動車、例えば、EVですとかPHV、また、最近ですと、自動運転とかコネクテッドカーといった分野が非常に注目されておりまして、そうした次世代自動車の分野では激しい国際競争が繰り広げられておりまして、新たな技術開発ですとか、速やかな生産拡大が求められております。

本県がものづくりの世界的な集積地として我が国の産業・経済を牽引していくためには、企業の需要に応じた用地確保を速やかに行い、早期事業化につなげていく必要があると考えております。

この場合、用地確保は、私ども本県の場合は、地方公営企業である企業庁が実施いたしております。先ほどお話がありましたように、現時点で具体的な話が進んでおりまして、早期に用地の提供ができないと事業計画そのものが頓挫してしまうというような状況でございます。

この候補地につきましては、保安林がございまして、そうした場合には解除手続が必要となり、用地開発までに一定の時間を要するということでございます。要する期間が解除

手続によって決まってくるということでございます。

下の表のように、保安林につきましては、保安林の種類によりまして、それぞれ解除権限が異なっております。表の中ほどを御覧いただきますと、重要流域、これは二つ以上の都府県の区域にわたる流域、その他国土保全上重要な流域で農林水産大臣が指定したものでございますけれども、重要流域ですと農林水産大臣、重要流域以外ですと都道府県知事が解除権限を持っております。農林水産大臣の権限の場合は約8.8か月、都道府県知事の場合は4.3か月ということで、国の場合は倍の時間がかかっているということでございます。

保安林の解除に時間を要することで事業の遅れになりますと、産業競争力の低下ですとか、生産機能の流出などが懸念されるということで、私どもとしては、保安林解除の手続の期間短縮が重要と考えております。

2 ページを御覧ください。これは現行の保安林解除手続のフロー図でございます。農林水産大臣権限の場合でございますけれども、この図のオレンジが国が関わる場所、白が用地造成工事を行う事業者、本県の場合ですと、企業庁がやるところでございます。黄色が県が関わる部分ということでございまして、このフロー図の中で大きく三つ時間を要するところがございます。

まず、川上のところの林野庁の事前相談ですとか、申請、適否審査のところでは、保安林解除の要件の一つである用地事情をクリアしていかなければいけないというところが時間がかかっております。

また、フローの中ほどでございますけれども、林野庁の事前相談から用地造成工事の着工まで約8.8か月かかっております。この8.8か月は標準処理期間でございまして、実際は申請者が書類を補正する期間等もございますので、もっとかかる可能性もございます。

三つ目といたしましては、用地造成工事が完了いたしまして、その場合、次は代替施設の設置確認、これは保安林の機能を代替する措置をしなければいけないということで、例えば、調整池ですとか、水路を整備するということなわけですけれども、そういう設置確認をした上で、確定告示と確定通知、それから用地の引渡しということになりますので、用地造成工事が完了いたしましても、すぐ用地を企業に引き渡せないということでございます。本県の過去の事例ですと、造成工事が終わってから引渡しまで4か月ぐらいかかったケースもございます。

資料の3 ページを御覧ください。こちらは保安林解除の要件の一つでございます、「指定理由の消滅」による解除でございます。用地事情、代替施設の設置、実現確実性、利害関係者の同意と大きく四つほどございますが、一番上の用地事情等で、位置的な必要性ですとか、面積的な費用性をクリアする必要がございます。

例えば、位置的必要性でございますと、公的な各種土地利用計画に即したものであるとか、その土地以外に他に適地を求めることができないか、または著しく困難であることというところをクリアする必要がございます。保安林につきましては、大事なことはあるのですけれども、かなり時間がかかって、もっとスムーズにできるのではないかと私ども

は考えております。

資料の４ページを御覧ください。そういった背景とか課題のもとで、今回の提案のポイントでございます。大きく三つ提案をさせていただいております。

まず一つ目ですが、「特定の場合における保安林解除に係る用地事情要件の一部適用除外」ということでございます。既存の工場とか事業場と一体的に生産・研究開発を行うために隣接地の保安林を解除する場合には、「用地事情等」に関する要件のうち、「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」ということを適用しないというようなものでございます。

これにつきましては、既に構造改革特別区域計画の中で、保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業という枠組みがございますので、これを少し検討、追加することをお願いしたいと思っております。

現行では、滞在型住宅付きの農園等を対象としたものでございますけれども、検討案といたしましては、工場とか事業場を追加していただいて、まず当該事業の主たる区域が保安林以外であること。事業区域の面積のうち、保安林の割合が25%、4分の1以下であること。当該事業が既存事業との一体性を有するものとして、その区域が既存事業の主たる区域に隣接していること。新たな場所ではなくて、隣接していること、ということが二つ目でございます。

それから、当該事業に伴い、森林率が35%以上確保されるものであること。この35%以上は、下の表を御覧いただきますと、現行の「保安林の転用に係る事業又は施設の設置基準」というものがございまして、枠で囲みました工場、事業場につきましては、転用保安林の5ヘクタール以上につきましては、森林率をおおむね35%以上というところから持ってきております。

四つ目といたしましては、当該事業が公的な計画に位置付けられた重要分野に係るものであり、都道府県、本県の場合は地方公営企業である企業庁でございますけれども、そこが事業主体となる事業であることという要件のもとに、この枠組みを活用できないかということでございます。これにより、用地事情の位置的な必要性ですとか、面積的な必要性をクリアしたらどうかというような御提案でございます。

なお、公的な計画に位置付けられた重要分野といたしましては、私どもは地域未来投資促進法による基本計画ですとか、産業労働ビジョンといった公的なビジョン、計画を持っておりますので、こちらのほうを使っていきたいと思っております。

これによりまして、先ほどのフロー図の川上にございました適否審査期間、例えば、2か月とか3か月といったところが短縮になると考えております。

資料の５ページを御覧ください。提案の二つ目でございますけれども、「保安林解除の権限の都道府県知事への移譲」ということでございます。重要流域内の保安林に係る解除権の権限者は農林水産大臣でございますけれども、下流域での用地開発など、他県への影響が想定されない場合は、開発区域のある都道府県知事に権限を移譲するというような提

案でございます。それによりまして、農林水産大臣への協議も不要となり、短縮が図られるのではないかとということでございます。

そのための要件でございますけれども、一つ目は、国家戦略特区の方針に合致する事業であり、公的な計画に位置付けられた重要分野に係るものであること。二つ目が、事業主体が都道府県（地方公営企業を含む）であること。三つ目が、解除を要する保安林が当該流域の河口所在地の市町村、またはこれに隣接する市町村内にあること。四つ目でございますけれども、監視・評価委員会というものを設置いたしまして、その間のモニタリングですとか、事後チェック体制を確保するという要件のもとに、この都道府県知事への権限移譲をするという提案内容になっております。これによりまして、先ほどのフロー図では標準処理期間で8.8か月かかっていたところが4.3か月ほど、約4.5か月の短縮が期待できるというものでございます。

それから、三つ目の提案でございますが、「地方自治体が行う事業に伴う保安林解除の『確定告示』の前倒し」というものでございます。事業者が都道府県であり、代替施設の設置等が確実に講じられる場合には、解除予定告示から40日を経過した後、速やかに保安林解除の確定告示を行うということでございます。この40日という数字でございますが、これは森林法の第32条に定められております、予定告示から解除までの経過日数ということから40日とさせていただいております。また、代替施設の設置等が確実に講じられるということにつきましては、先ほどと同じように都道府県が監視・評価委員会を設置いたしまして、モニタリングと事後チェックにより担保するという内容でございます。これによりまして、造成工事完了後の速やかな用地の引渡しが可能になり、過去にありましたような4か月とかそういったところも回避できるのではないかとというような内容でございます。

最後に6ページを御覧いただきたいと思います。こちらは期間短縮イメージでございまして、左側のフロー図につきましては、2ページで御説明した内容でございます。それが、今回の提案が三つございますけれども、提案によりどれだけ短縮されるかということをイメージしたものでございます。

提案1の用地事業の関連、都道府県知事の権限移譲といった提案によりまして、手続期間が大幅に短縮になり、約4.5か月の短縮になるということと、解除予定告示と通知のほうを知事が行うことで、用地造成工事が終わった後、速やかに用地を引き渡すことができるということで、代替施設の設置確認については監視・評価委員会のほうでしっかりチェックするということになっております。

簡単ですけれども、資料の説明は以上でございます。

○八田座長　ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問を受ける前に、私から2、3伺いたいのですが、まず、先ほどの5ページの権限移譲の要件なのですが、この要件の上に書いてある下流域での用地開発など、他県への影響が想定されていない場合というのが、一番肝心なような

気がするのです。他県に影響を与えないのならば、その地域ではこれを重要何とかに指定する理由が最初からないのではないかなと思うのです。これがこの要件の中に入っていないのはどうしてなのでしょう。要するに、それだけあれば、あとはこの4番の監視・評価委員会を設置して、事後チェックをするぐらいのところで十分なのではないかという気がするけれども。

○竹澤課長 事業区域につきましては、川の下流域ということで、あとは三河湾に注ぎ込むだけの下流域の市町村に存ずるところでございますが、この川そのものが、例えば、岐阜県とか長野県とか、そういった二つ以上の都道府県にまたがるということで、国におきましては重要流域に指定されるということです。

重要流域に指定されている保安林の解除は、農林水産大臣でというようなことが規定されておりますので、その要件につきましては、解除を要する保安林が当該流域の河口所在地の市町村とこれに隣接する市町村内にあるということで要件を付けて、都道府県知事に権限を移譲していただきたいという提案になっております。

○八田座長 何か当然のように思うのですが、それさえあれば県に移譲するのは当たり前のような気がするのですよね。これが向こうも色々事情があるならば、国家戦略特区に合致する事業であるというような条件を付けて、特区の事業にしてもいいけれども、本質的に上流でどうあろうと、下流で今やろうということに元来は制限を付けるべきでないのですよね。それが一つ。

もう一つは、保安林から解除するときに代替施設として池を造るというようなことがありましたけれども、今は標準的な代替案は保安林から解除するときにこれをやればよいという基準は大体決まっているのですか。

○竹澤課長 決まっております。保安林の機能を代替できるというようなことで、例えば、今回の計画ですと、調整池を四つ造るとか、保安林を伐採することで、水が来た場合にきちんと流せるような排水路を造るというようなことが代替措置として考えられております。

○八田座長 決まっているわけですね。

○竹澤課長 決まっています。

○八田座長 そこは明快。

最後ですけれども、県知事に移譲してしまえば、そもそも最初の提案1とか3はなくても済むのではないのですか。

○竹澤課長 私どもとしては、例えば、提案2ですとか、提案1と3を含めて全てお認めいただきたいとは思っています。今回の提案の趣旨が保安林解除手のスピードアップと言いますか、短縮期間の縮減ということが大きな目標になっておりまして、例えば、提案2の都道府県知事への権限移譲がスムーズにいけば、私どもとしては非常にありがたいのですが、ここは先ほどの具体的な事業計画との絡みもございまして、あまり時間がかかるようですと事業計画そのものが頓挫しかねないということで、例えば、提案1だとか提案3という単独であっても、少しでもスピードアップが図ればいいですし、組み合わせでも

いいですし、三つ全てだと非常にありがたいと思います。

○八田座長 ありがとうございます。

私の質問は、提案2だけ実現すれば、もちろんばらばらにできるところだけ取りたいということはあるのですが、仮に提案2が実現されたら、提案1は元々国のことなのだから、関係ないのではないかなという観点から行ったものです。

○竹澤課長 提案2で権限が都道府県知事になったとしても、やはり用地事情の保安林解除の要件はクリアする必要がございます。

○八田座長 同じような条件があります。分かりました。

本間委員、どうぞ。

○本間委員 今の質問に関わるのですけれども、提案1をクリアするというか、つまり検討案のところの1～4を実現しないと、2、3に進んでいかないのかなと読んだのですが、その場合に、保安林の役目をきちんと代替できるんだという提案の説得力が重要だと思います。調整池等のこともありましたし、それから、まず保安林を解除して、代替措置をやって、これまで果たしてきた保安林の役割を解除してもきちんと果たせるのだということの説得性と、もう一つは、工場を援助して建てられるということの公共性と言いますか、その見計らいだと思うのです。

これは、ましてや特区ですから、それは十分進めていってほしいと思うし、非常に個人的には賛成しているところですが、やはり保安林がこの地において果たすべき役割として、例えば、残置森林率が70%以上という一般的なことではなくて、愛知県の矢作川地域においては70%以上確保されなくても役割を果たしているということの証明と言いますか、そういう納得があればいいのでは。私は70%以上ということが一番大きいかなと見ています。ここを緩めるために十分な対策が取られているし、なおかつ、いわゆる転用が非常に公共性が高く価値のあるものであるということをもっと明確に示すということが大事なのかなという気がしていますけれども、そのあたりはどうなのでしょう。

○竹澤課長 私どもの本意といたしましては、開発も必要ではありますが、保安林も守っていかなければいけないと思ってしまして、現状の保安林と保安林機能の担保とその開発をどう折り合いを付けていくのかということでございまして、先ほどの保安林機能の代替措置につきましては、これまでも企業庁のほうで色々ノウハウとか実績がありますので、そこは保安林機能を代替できるような施設はちゃんとシミュレーションをしたり、そういった客観的なデータに基づいて造成工事と並行して施設整備をやっていきますので、そこは地方公営企業がやっていくということの信頼性のもとでやっていくのかなというような話と、あと、隣接するということについては、事業場が建ったときに人とか物ですとか、そういった融通とか、生産機能なり研究開発機能を発揮していくためには、やはり隣接したところのほうが工場、そういったメーカーにとってはやりやすいのではないかなということだと思います。

あと、森林率の70%とか、そこら辺の兼ね合いの話はどこまで踏み込んでいいかという

ことは、私の口からはなかなかちょっと申し上げられない。県としては、造成していくような企業庁の部署もございまして、そういった森林を守る森林保全課という部署があって、トータルで県庁組織が成り立っていますので、片一方だけにだいぶシフトしてしまったり、ウェートを置くということはなかなか難しいのかなと思います。

○八田座長 中川委員、どうぞ。

○中川委員 三つお話をお聞かせいただきたいのですけれども、私も八田座長がおっしゃったように、知事に権限を下ろすという部分が非常に重要だと思うのですが、すごくハードルも高いのかなと思っておりまして、都道府県にまたがるようなものについては、国の権限として残っているものがほとんどのように私は感じておりまして、河川もそうですし、道路もそうだと思うのです。そのときに、愛知県の主張である下流域だから上流域である他県に影響を及ぼさないじゃないかと、それは私はそのとおりだと思うのですが、例えば、下流域で保安林を解除したことによって、ものすごく大きな雨が降ったときに水が溢れてしまって、上流のほうからなかなか流れなくなるとかいった場合は、何を申し上げたいかというと、私はお話を聞いていてそのとおりだなと思うのですが、要は工学上と言いますか、色々な見地から、下流域のこういう保安林解除というものが上流域に影響を及ぼさないということについての検討は進めていただいているのでしょうかということをお話したいです。

○三宅主幹 愛知県庁森林保全課の三宅と申します。よろしくお願いいたします。

今回のケースのように、下流域での案件でございまして、ここでの案件が上流域に悪影響というか、支障があるかということは、一義的には思い当たらないと思っておりまして、実際に重要流域に当たらない地区での審査というか、知事権限の部分につきましては、同じように処理はできておりますし、そこでも問題は起きていない。上下流の問題については、深く検討はしておりませんが、一義的に特区が考えているところでは問題は今のところないのではないか、思い当たらないということが現状でございます。

○中川委員 おっしゃることは私は合理的だと思うのですけれども、国のほうとしては、都道府県にまたがるようなものについては、ほとんどのものを大臣権限に残しているということが現状だと思いますので、色々なことを技術的に主張しておられると思いますから、そこは色々お調べいただいたほうがよろしいのかなと思います。

それに関連してなのですが、八田座長からも知事に権限を下ろした場合に①と③は要らないのではないかという話で、下ろしたとしても法定受託とかそんな感じになって基準が厳しく決められると思うので、そういう御説明は分かったのですけれども、③のところでお伺いしたい、ちょっと分からなかったことは、6ページの左側の現行のところ、工事の手順がこうなっているものを順序を変えていることと、知事に権限を下ろしたことの関係なのですが、例えば、知事に権限を下ろさなくても、これはこの手順を変えることによって工期は短縮されるということなのでしょうか。

○三宅主幹 解除予定告示から40日経過後に工事着手完了となっておりますが、40日経過

後に代替施設の設置の作業許可をすると。それが終わった後で着手完了で、設置確認をしてという流れになってまいります。③では、40日を経過した後ですぐに解除確定告示まで行けますので、短縮は図れると考えております。

○中川委員 これは何で短縮できているのですか。代替施設設置確認を飛ばしているから、それを大臣に上げるのを飛ばしているからということなののでしょうか。

○竹澤課長 左のフロー図で、工事が終わった後、県が代替施設の設置確認をして、それから、解除確定告示を大臣、解除確定通知を知事ということで初めて用地が引き渡せるということなのですが、右側のフロー図ですと、代替施設の設置確認の代わりに監視・評価委員会によるモニタリングと事後チェックということで、代替施設の設置確認と同様な機能を持たせるということで、解除予定告示があった後、工事着手、完了して、解除確定通知を待たずに用地が引き渡せるということで期間が短縮できると私どもは考えております。

○中川委員 それは、代替施設の確認を事前から事後に直したことが一番大きく効いているということですか。

○竹澤課長 はい。

○中川委員 それは事後で大丈夫だという理由は何なのですか。

これも私の主張というよりは、色々なものの主張として、生命や安全に関わるものについては結構きちんと見ましようみたいな、そんな感じがあると思うのですけれども、代替施設がなければ結構溢れてしまうということを主張してくると思うのです。それを事後チェックでも大丈夫だというのは、何か理屈があるのですか。

○竹澤課長 これは用地造成工事と一緒にそういった代替措置も講じていくわけなのですが、ここで監視・評価委員会を設置して、ここで事後チェックもやりますけれども、事後だけではなくて事業中といったところでもモニタリングはしていくものですから、それでもって、出来た後初めて確認するというのではなく、事業と並行して監視・評価委員会でモニタリング、チェックをするということでございます。

○中川委員 並行してやっていくからと。分かりました。

長くなってすみません。最後に3点目ですけれども、1点目で一番重要なことは、要は隣接地に開発を行うということが他に適地を求めることができないか、著しく困難であることに該当しないということだということですね。

○竹澤課長 はい。

○中川委員 要するに、農林水産省の運用としてこれは認められていないということなのですね。

○竹澤課長 隣接地であろうがなかろうが、もう一回ゼロベースで他に適地を求めることができないか、困難であるということを証明しないとクリアできないということです。

○中川委員 何となく普通に考えたら、工場と一体にやるものですから、適地は隣接地しかないように思うのですけれども、そういう主張が農林水産省に通用しないということ

前提にここに持ってこられていると思うのですが、今までの運用からしてそれは認められていないというようなことを前提にお話しいただいていると思ってよろしいのでしょうか。

○渡邊課長　かつて認められていなかったかどうかというわけではなくて、非常に説明が困難で、説明に長期を要するということでして、今回隣接地に造る場合は、この説明がなくて、隣接地であればいいよということにしていいただければ、その期間が短縮できるというお願いです。

○八田座長　阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員　今の件ですけれども、結局、生産効率とかコストベネフィットは農林水産省は一切勘案しないから、それ以外のところで著しく困難なことを証明しようとする、水かけ論になってほとんど大変だということですよ。だから、基本的に隣接地のときは問わないようにしてほしいという議論ですね。分かりました。

もう一つは、すごく素人なのですけれども、最近ここ2～3年ものすごく水害がありますよね。そういうことが保安林に関わっているかどうかということにはちょっと私は分かりませんが、現行の基準そのものを見直さなければいけないという議論はないのですか。今これは現行の議論の中でやっていますけれども、元々の議論がもっとハードルが上がるということによって、この議論そのものが形骸化してしまって、いわゆる危険性というものは別にないのですか。

○村上審議官　制度自体で補足も含めて申し上げますと、今は用地事情という要件と技術的代替性の確認と両方必要でして、現場から見ると、特に用地事情のほうが要件が曖昧なものですから、これについて難しい宿題を出されてもなかなか答えが出ない。

他方、構造改革特区の要件の一部で、技術的代替性のほうで特定の要件を満たしていれば、もう技術的代替性のほうが担保できるので、もう用地事情は問わないよという規制緩和が一定程度半歩進んでいます。

ところが、構造改革特区でも技術的代替性のところで、残置森林率を始めとして、今回の工場の要件に合わない基準でしか認められていないので、今回、そこをまずもう一步踏み込んで、技術的代替性のところのハードルを下げていただければ、引き続き用地事情で、何でそこでやらなければいけないのだということはクリアできます。

そのときに、工場の場合は、技術的代替性を認める要件の中で、やや結果として用地事情要件っぽい事情に近いものも多いので、代替性でも用地事情を問わなくていいよという要件の中にそれを入れておいてあげれば、話もクリアしやすいし、実態も支障が少ないだろうと。

また、その技術的代替性も含めてのところの確認が、現在、それも重要流域だと最終的に国が確認をしますとなっているところを、さらに加えて分権していただいて、代替施設要件の完成度合いの確認のところの手續も後でいいよというスリーステップでやると、大変合理的な手續ができると思います。

こういうお話をしていただいているという理解でございます。

○阿曾沼委員 よろしいですか。それはよく分かったのですが、水害が多発して、治水問題や保安の問題が起きているわけですね。その時に、代替施設の設置確認の基準が大きく変わっていく可能性はないのかなと単純に思います。素人的に考えるととてもハードルが高くなってしまいます。その辺の議論はどうなっているのでしょうか。

○竹澤課長 先生がおっしゃるのは、今回は土砂流出防備保安林ですし、災害、水害がありますので、例えば、調整池の用量をもっと大きくすべきだとか、排水路をもうちょっと大きくして水が溢れないようにというような、そういった基準がもっと厳しくなるのではないかというお話でしょうか。

○阿曾沼委員 そうですね。

○三宅主幹 私どもは国に示していただいている技術的助言に基づいて審査をしております。今のところはそういった議論はまだ聞こえては来ておりません。ただ、ないとは言えませんので、分からないというのが現状でございます。

○阿曾沼委員 そうなんですか、分かりました。

○八田座長 本間委員、どうぞ。

○本間委員 他に適地を求めることができないかのところで、これは先ほども言いましたけれども、具体的にどのぐらいベネフィットがあるのかということの提示と、今色々議論になっていますが、保安林の役目は十分果たせるのだということのデータのなところをクリアすれば、ここは通るのではないかな。特区だということをあくまでも主張する。一般の話ではないので、そこは強く押していいところだと思うのです。

あと、手続のところは、やはり知事まで下ろすということは相当ハードルが高いと思います。農林水産省は色々手続の簡素化を進めているし、我々もがroganrogan言ってきた経緯が他でもありますので、ここは相当にネゴする余地があるのではないかなと個人的には思っています。

ですから、具体的にこれとこれはどうしてこんなに時間がかかるのだということを詰めてやっていって、例えば、知事に下ろした場合にはこれぐらい簡素化できるよねというようなことで説得していく。それと同じことを農林水産省にやってもらえばいいわけですから。権限移譲という大きな話ではなくて、要するに早くやってくれという話だと思うのです。そこは相当にデータを持っていって、詰めて交渉というのはあり得る話だと思います。

○八田座長 他にありますか。

今、本間委員がおっしゃったことに関しては、下流のことだけだから、私は始めからこの件は知事に下ろさないとおかしいケースではないかなと思うのです。けれども、行政的な理由があって、そこに抵抗するならば、実は特区の区域会議は農林水産省も入って、当事者として色々な助言を加えることができるから、中間段階としてそこに権限を下ろすということも言うかもしれません。実際は県がやるけれども、国も嚙んだ形でやれるというような余地はあるのかもしれない。

○村上審議官 参考でありますけれども、農家レストランの件で、実証とかその後の検証

をしているのですが、農家レストランの場合、まさに特区で八田座長が言われた区域計画で決定する手続とすることで農政局協議も事実上不要となったという意味で、現場ではものすごく効果が出ていました。

地域未来投資法など農地転用を促すための手続フレームは増えているのですけれども、結局、農政局協議がかかる時点で、裁量性がすごく出ていまして、転用のために簡略化されているはずなのに、実際には時間がかかっている。

林野庁の地方支分部局でも同じことが起きると思うのですけれども、それが知事に分権できればベストですが、特区の区域会議で指定案件となった瞬間に、本省側の同意をもって地方支分部局が協議に応じるプロセスが不用となるような、区域会議指定型で技術的代替性が区域会議で確認されればもういいのではないかというのは、ありえる議論ではないかなと。これは御参考です。

○八田座長 農林水産省の顔も多少は立つかもしれないです。

それでは、他に事務局から含めて何かありますか。

それでは、お忙しいところ、本当にありがとうございました。